

ポリスメール むなかた

編集/発行
宗像警察署
【連絡先】
TEL36-0110



ふっけい君

自転車の交通違反に青切符が導入されます

令和8年4月1日から

対象年齢 16歳 以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続きが変わります。

なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

反則金額は**原付バイク**と同等
(最高額 12,000円)

対象となる行為 113種類



交通反則通告制度（青切符導入後の流れ）

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反（反則行為）に対して、交通反則通告制度（いわゆる青切符）による違反処理（反則金が科せられる）が行われます。

自転車による違反行為 ※原則は指導警告

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

刑事手続き

赤切符などによる処理

検察庁に送致

起訴 不起訴

有罪 無罪

罰金の納付等

交通反則通告制度

反則切符（青切符）を交付

納付せず

手続き終了

前科に
ならず

※ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。

また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますので、ぜひご確認ください。



- ※ 反則行為であっても、刑事手続となる場合があります
 - ・ 16歳未満である場合
 - ・ 交通事故を起こした場合 等
- ※ 反則金を納付しない場合には、刑事手続に移行します。